

地方独立行政法人長野県立病院機構役員規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1-1

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款に定めるもののほか、地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「法人」という。)の役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務にあたらなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務等)

第 3 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の命を受けて、法人の業務に関する必要な調整を行い、又は理事及び職員に必要な指示を行うものとする。

3 理事の職務分担は、理事長が別に定める。

4 理事長及び副理事長に事故があるとき若しくは理事長及び副理事長が欠けたときにその職務を行う理事の順序は、あらかじめ理事長が定めるものとする。

(勤務等)

第 4 条 理事長、副理事長及び理事(職員を兼務する者に限る。)は、常勤とする。

2 職員を兼務する理事の労働条件等は、この規程及び他の規程に別の定めがあるもののほか、地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則を適用する。

3 前 2 項に規定する役員以外の役員は、非常勤とする。

(報酬等)

第 5 条 役員に対する報酬等は、地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程、地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程、地方独立行政法人長野県立病院機構旅費規程による。

(政治的行為等の禁止)

第 6 条 役員は、在任中、法人の名称を用いて政治活動及び宗教活動を行ってはならない。また、役員の地位を利用して法人の職員に対しこれらの活動を行ってはならない。

(副理事長又は理事の解任)

第 7 条 理事長は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。